

立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和2年12月24日

提出者 立川市教育委員会

教育長 小町邦彦

理由

電子書籍運用開始に伴う規定の変更及び図書館資料利用カードの切替  
に伴う様式の変更

## 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

立川市図書館条例施行規則（平成25年立川市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(貸付手続)  第13条 ……略……  2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によって作成された図書館資料のうち、インターネットによる利用が可能なもの（以下「電子書籍」という。）の貸付を受けようとするときは、立川市電子図書館サイトにおいて貸付けを受けるものとする。	(貸付手続)  第13条 ……略……  (予約及びリクエストの件数)  第21条 個人登録者が予約及びリクエストができる件数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める件数とする。  (1) 図書又は雑誌 20冊 (2) コンパクトディスク又はカセットトテープ 3点 (3) デジタル多目的ディスク 1点 (4) 電子書籍 2点。ただし、リクエストは行うことがない。  2 ……略……  (予約の方法)  第22条 個人登録者による前条第1項第1号から第3号までに掲げる資料の予約は、館内利用者用端末若しくは図書館ホームページ又は窓口において行うものとする。

2 個人登録者による前条第1項第4号に掲げる資料の予約は、立川市  
電子図書館サイトにおいて行うものとする。

3 ……略……

(取り置き期間)

第24条 前2条の規定により申込みのあった予約資料及びリクエスト資料が受取場所として指定された図書館に用意されてから当該図書館に取り置く期間（以下「取り置き期間」という。）は、原則として用意された日を含めて11日間とする。

2 前項の規定にかかわらず、電子書籍については、予約資料の貸付けを受けることが可能になつた日を含めて8日間を、取り置く期間とする。

(リクエスト対象外資料)

第26条 次の各号に掲げる資料は、リクエストの対象外とする。ただし、第3号から第8号までに掲げるものについては、図書館間ににおける図書館資料の相互貸借等（以下「相互貸借等」という。）により受けができる場合は、この限りでない。

(1) ……略……

(2) 電子書籍

(3) ……略……

(4) ……略……

(5) ……略……

(6) ……略……

(7) ……略……

(8) ……略……

(9) ……略……

(利用制限)

第27条 館長は、個人登録者及び団体登録者が次項に規定する行為を行

2 ……略……

(取り置き期間)

第24条 前2条の規定により申込みのあった予約資料及びリクエスト資料が受取場所として指定された図書館に用意されてから当該図書館に取り置く期間（以下「取り置き期間」という。）は、原則として用意された日を含めて10日間とする。

(リクエスト対象外資料)

第26条 次の各号に掲げる資料は、リクエストの対象外とする。ただし、第2号から第7号までに掲げるものについては、図書館間ににおける図書館資料の相互貸借等（以下「相互貸借等」という。）により受けができる場合は、この限りでない。

(1) ……略……

(2) ……略……

(3) ……略……

(4) ……略……

(5) ……略……

(6) ……略……

(7) ……略……

(8) ……略……

(利用制限)

第27条 館長は、個人登録者及び団体登録者が次項に規定する行為を行

つたときは、次の各号に掲げる利用制限（以下「利用制限」とい  
う。）を行ふものとする。

(1)～(3) ……略……

(4) 電子書籍の貸付の停止

2～4 ……略……

別表（第14条関係）

区分	図書館資料の種類	貸付限度	貸付期間
個人	図書及び雑誌	10冊。ただし、相互市外居住登録者は、5冊	14日
	コンパクトディスク 又はカセットテープ	3点。ただし、相互市外居住登録者は、1点	14日
	デジタル多目的ディスク	1点。ただし、相互市外居住登録者は、貸付けを受けることができない。	14日
団体	電子書籍	2点。ただし、相互市外居住登録者は、貸付けを受けることができない。	14日
	図書及び雑誌	300冊	3月
<u>(4) 電子書籍の貸付の停止</u>	コンパクトディスク 又はカセットテープ	3点	14日
	コントローラー	14日	3月

つたときは、次の各号に掲げる利用制限（以下「利用制限」とい  
う。）を行ふものとする。

(1)～(3) ……略……

(4) 電子書籍の貸付の停止

2～4 ……略……

別表（第14条関係）

区分	図書館資料の種類	貸付限度	貸付期間
個人	図書及び雑誌	10冊。ただし、相互市外居住登録者は、5冊	14日
	コンパクトディスク 又はカセットテープ	3点。ただし、相互市外居住登録者は、1点	14日
	デジタル多目的ディスク	1点。ただし、相互市外居住登録者は、貸付けを受けることができる。	14日
団体	図書及び雑誌	300冊	3月
	コンパクトディスク 又はカセットテープ	3点	14日

- 1 この規則は、令和3年1月6日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に予約又はリクエストが申し込まれている資料の取り置き期間については、この規則による改正後の立川市図書館条例施行規則第24条第1項の規定を適用する。
- 3 この規則の施行前に調製された帳票で、現に残存するものは、なお使用することはできる。

改 正 後

第3号様式（第7条関係）

(表)



(裏)

●このカードは、本、カセット、CD等を借りるときに必要です。

●このカードを他人に貸したり、譲ったりしないでください。

●このカードをなくしたり破損したとき又は名前、住所及び電話番号が変更になったときはご連絡ください。

●このカードは、登録又は更新をした日から 年間有効です。

立川市図書館